



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 森下仁丹株式会社
代表者名 代表取締役社長 相原 之壽
(コード番号 4524 東証、大証第 2部)
問合せ先 代表取締役専務 駒村 純一
電話番号 06-6761-1131(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)会社法において取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置する場合は定款の定めが必要となりましたので、第 3 4 条 (監査役および監査役会)、第 6 章 (会計監査人)を新設し明文化するものであります。
- (2)会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条 (株券の発行)の字句を修正するものであります。
- (3)会社法第 189 条第 2 項の規定により、単元未満株主の権利を明確に規定することが認められましたので、第 10 条 (単元未満株主の権利)を新設するものであります。
- (4)株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (5)会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条 (取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (6)会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 32 条 (社外取締役の責任免除)、第 44 条 (社外監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (7)監査役および監査役会の職務を円滑に行い、ガバナンスの向上に資することを目的に、定款において既存の監査役会規則を明確化するため、第 42 条 (監査役会規則)を新設するものであります。
- (8)定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (9)旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (10)上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条(商号)当社は森下仁丹株式会社と称し、英文では MORISHITA JINTAN CO.,LTD. と表示する。</p> <p>第2条(本店)当社は本店を大阪市に置く。</p> <p>第3条(目的)当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品、医薬部外品、医療用具、歯磨、石鹸その他化粧品、各種繊維・化学工業品、菓子、食品、飲料品の製造並に販売 2. 前号に関する生産機械の製造販売並に技術指導 3. 計量器、ゴム製品、諸ブラシその他雑貨の売買 4. 前各号の商品並にこれに関係ある物品の輸出入 5. 自家用薬草の栽培並に加工 6. 不動産賃貸業 7. 保健、体育、教養のための施設並にレストラン及び駐車場の経営 8. 前各号に付随する一切の業務並にこれに必要な投資 <p>第4条(公告方法)当社の公告は<u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(株式総数)当社の発行する株式の総数は<u>4,800万株とする。</u></p> <p>第6条(自己株式の取得)当社は、取締役会の決議を以て自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)当社は、<u>1,000株をもって株式の1単元とする。当社は1単元の株式の数に満たない式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第8条(株券)当社の発行する株券の種類は<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条(商号) (現行どおり)</p> <p>第2条(本店) (現行どおり)</p> <p>第3条(目的) (現行どおり)</p> <p>第4条(公告方法)当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条(発行可能株式総数)当社の発行可能株式総数は、<u>4,800万株とする。</u></p> <p>第6条(自己の株式の取得)当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第7条(単元株式数)当社は、<u>1,000株をもって株式の1単元とする。</u></p> <p>第8条(株券の発行)当社は、<u>株券を発行する。前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条(基準日)当社は毎年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>その他必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>第9条(基準日)当社は、毎年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>その他必要がある場合は、取締役会決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条(単元未満株主の権利)当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)会社法第189条2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条(名義書換代理人)当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿等及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、質権の登録、信託財産の表示、又はその抹消、株券の再交付、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第11条(株主名簿管理人)当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第11条(株式取扱規則)当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録及び単元未満株式の買取りその他株式に関する事項は取締役会で決める株式取扱規則による。</p>	<p>第12条(株式取扱規則)当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する事項は取締役会で決める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第12条(総会招集の時期)定時総会は毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は随時必要に応じて招集する。</p>	<p>第13条(総会招集の時期)定時総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は随時必要に応じて招集する。</p>
<p>第13条(総会の招集者)総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議を以て社長がこれを招集する。</p> <p>社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p>	<p>第14条(総会の招集者)総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集する。</p> <p>社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。</p>	<p>総会の決議事項について特別の利害関係あるものは前項の規定により事故あるものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第14条(議決権の代理行使)株主が代理人を以て議決権を行使しようとするときは当社の株主に限り委任することができる。 但し、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さなければならぬ。 総会で議決権を行使することのできない株主は、前項の規定による他の株主の代理人となることのできない。</p>	<p>第16条(議決権の代理行使)株主が、代理人をもつて議決権を行使しようとするときは、当社の議決権を有する他の株主1名に限り委任することができる。 但し、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならぬ。 総会で議決権を行使することのできない株主は、前項の規定による他の株主の代理人となることのできない。</p>
<p>第15条(総会の議長)社長は総会の議長となる。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第17条(総会の議長)社長は、総会の議長となる。 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>
<p>第16条(決議の方法)総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以てする。 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第18条(決議の方法)総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>
<p>第17条(議事録)議事の経過の要領及び其の結果は議事録に記載し議長及び出席取締役がこれに記名捺印する。</p>	<p>第19条(議事録)議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第18条(取締役の定員)当社の取締役は3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。</p>	<p>第20条(取締役の定員)当社の取締役は、3名以上とする。 取締役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条(取締役の選任) 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 取締役の選任は累積投票によらない。</p>	<p>第21条(取締役の選任)取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 取締役の選任は、<u>累積投票によらない。</u></p>
<p>第20条(取締役の任期)取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時総会の終結の<u>ときまでとする。</u></p>	<p>第22条(取締役の任期)取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時総会の終結の<u>時までとする。</u></p>
<p>第21条(代表取締役及び役付取締役)会社を代表する取締役は取締役会の決議を<u>もってこれを定める。</u> 取締役会は取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長<u>及び</u>取締役相談役若干名を<u>定めることができる。</u> 社長は取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。 社長に事故あるときは取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</p>	<p>第23条(代表取締役及び役付取締役)会社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> 取締役会は、<u>その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役名誉会長および取締役相談役若干名を選定することができる。</u> 社長は、<u>取締役会の決議に基づき会社の業務を統轄執行し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し会社の業務を執行する。</u> 社長に事故あるときは、<u>取締役会のあらかじめ定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</u></p>
<p>第22条(取締役会)取締役は取締役会を組織し業務の執行を決する。</p>	<p>第24条(取締役会)当社は、<u>取締役会を置く。</u></p>
<p>第23条(取締役会招集の通知)取締役会の招集通知は会日より3日前に各取締役及び各監査役に対し発する。 但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第25条(取締役会招集の通知)取締役会の招集通知は、<u>会日より3日前に各取締役および各監査役に対し発する。</u> 但し、緊急の場合は、<u>これを短縮することができる。</u></p>
<p>第24条(取締役会の招集者及び議長)社長は取締役会を招集しその議長となる。 社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>第26条(取締役会の招集者および議長)社長は、<u>取締役会を招集しその議長となる。</u> 社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p>
<p>第25条(取締役会の決議方法)取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数を以てする。</p>	<p>第27条(取締役会の決議方法)取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第28条(取締役会の決議の省略)当社は、<u>取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条(取締役会の議事録)取締役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第27条(取締役の競業の認許)取締役が自ら又は第三者の為に会社の営業の部類に属する取引をするには、取締役会の承認を得なければならない。</p> <p>第28条(取締役の報酬)取締役の報酬は株主総会で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第29条(顧問、相談役及び参事)会社業務の指導及び重要事項を諮問するため、取締役会の決議を以て顧問、相談役及び参事を置くことができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第30条(監査役の定員)当会社の監査役は3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かず且つ業務に差支えない限り次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。</p> <p>第31条(監査役の選任)監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第32条(監査役の任期)監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>第33条(常勤監査役)監査役はその互選により常勤監査役を1名以上選任する。</p> <p>第34条(監査役会招集の通知)監査役会の招集通知は会日より3日前に各監査役に対し発する。 但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>第29条(取締役会の議事録)取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載もしくは記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>第30条(取締役の競業の認許)取締役が自らまたは第三者の為に会社の営業の部類に属する取引をするには、取締役会の承認を得なければならない。</p> <p>第31条(取締役の報酬等)取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条(社外取締役の責任免除)当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第33条(顧問、相談役および参事)会社業務の指導および重要事項を諮問するため、取締役会の決議をもって顧問、相談役および参事を置くことができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条(監査役および監査役会)当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>第35条(監査役の定員)当会社の監査役は、3名以上とする。 監査役に欠員を生じた場合でも法定数を欠かずかつ業務に差支えない限り、次期定時総会までその補欠選任を延期することができる。</p> <p>第36条(監査役の選任)監査役は、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>第37条(監査役の任期)監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>第38条(常勤監査役)監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。</p> <p>第39条(監査役会招集の通知)監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対し発する。 但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第35条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は法令に別段の定めあるときを除き監査役の過半数を以てする。</p>	<p>第40条 (監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めあるときを除き監査役の過半数をもつて</u>する。</p>
<p>第36条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し出席した監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p>第41条 (監査役会の議事録) 監査役会の議事の経過の要領<u>およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、</u>出席した監査役がこれに記名捺印<u>または電子署名</u>する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第42条 (監査役会規則) 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p>第37条 (監査役の報酬) 監査役の報酬は株主総会で定める。</p>	<p>第43条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって</u>定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条 (社外監査役の責任免除) 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会 計 監 査 人</p>
<p>(新設)</p>	<p>第45条 (会計監査人の設置) 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第46条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第47条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第48条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て</u>定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第38条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>	<p>第49条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>第39条 (利益配当金の支払) 利益配当金は毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に、<u>配当決議後遅滞なくこれを支払う。</u></p>	<p>第50条 (剰余金の配当等) 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、<u>金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条(中間配当)当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下中間配当という)</u>をすることができる。</p> <p>第41条(配当金の除斥期間)<u>利益配当金または中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当社に帰属する。</p>	<p>第51条(中間配当)当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>第52条(配当金の除斥期間)配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しなかったときは、当社に帰属する。</p>

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以上